

## 平成 29 年度第 4 回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：平成 29 年 11 月 13 日（月） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分  
場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

### 【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授（識見を有する者）
阿部 由美（副会長）	地域活動支援センターつばさ（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会（市内の障害者団体の代表者）
福島 英明	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
土屋 由美	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
青柳 忠義	国分寺市障害者就労支援センター（障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者）
笹本 秋夫	東京都立小平特別支援学校（特別支援学校の教員）
坂本 喜久子	国分寺市民生委員・児童委員協議会（民生委員の代表者）
中西 紀子	第二東京弁護士会（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

### 【アドバイザー】

岡本 和子 社会福祉法人はらからの家福祉会

### 【事務局】

福祉保健部長 （一ノ瀬）  
福祉保健部総合福祉担当（統括）課長（鈴木）  
子ども家庭部 子育て相談室長（前田）  
教育部 学校指導課統括指導主事（三澤）  
福祉保健部 障害福祉課長（廣瀬）  
福祉保健部 障害福祉課生活支援係長（大平）  
福祉保健部 障害福祉課相談支援係長（石丸）  
福祉保健部 障害者福祉課計画係長（木田）  
福祉保健部 障害福祉課事業推進係長（桑野）  
福祉保健部 障害福祉課計画係（京極）

## 【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
  - 1) 国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理，評価に関すること（諮問第2号）について
  - 2) 国分寺市障害者計画実施計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）について
- 3 その他
- 4 閉会

## 【資料一覧】

### ◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成28年度）及び国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成28年度）答申書（案）に係る各委員からのご意見（概要）
- 資料2 答申第1号 答申書（案）
- 資料3 平成29年度 障害者団体等ヒアリングの結果（まとめ②）

### ◆当日配付

#### ※席次表

- 資料4 障害者計画（第3次）実施計画(案)等に係る前回協議会における各委員からの意見（概要）
- 資料5 国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（案）（平成30～32年度）
- 資料6 国分寺市障害者計画（第3次）実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画【案】

### ●平成29年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会 会議録（確定版）

## 【開会】

大塚会長：皆様，こんばんは。ただいまから第4回国分寺市障害者施策推進協議会を開催したいと思います。お忙しい中，お集まりいただきまして，ありがとうございます。議事の審議に入る前に確認事項ということで，会議成立の確認及び配付資料の確認を，事務局よりお願いいたします。

事務局：事務局です。開会に当たりまして会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして，会議については委員9名の過半数の出席が必要となります。本日，9名全員ご出席いただいております。過半数に達しておりますので，定足数を満たしており，会議成立となります。以上でございます。

事務局：事務局です。資料の確認及び進行上の注意点等について説明をさせていただきます。まず，資料の確認を行います。本日お配りいたしました次第の資料一覧ごらんください。まず，事前配付の資料といたしまして，

- ・資料1「国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成28年度）及び国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成28年度）答申書（案）に係る各委員からのご意見（概要）」
- ・資料2「答申第1号 答申書（案）」
- ・資料3「平成29年度 障害者団体等ヒアリングの結果（まとめ②）」

以上3点が事前資料でございます。続きまして，本日お配りいたしました資料でございます。

- ・ 席次表
- ・ 資料4「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（案）等に係る前回協議会における各委員からのご意見（概要）」
- ・ 資料5「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（案）（平成30～32年度）」
- ・ 資料6「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画【案】」

・ 平成29年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会 会議録（確定版）

以上でございます。

また、本日分の資料に加えまして、

- ・ 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター
- ・ チラシ、講演会「東京ディズニーリゾートにおけるユニバーサルデザインの取り組み」
- ・ 「国分寺市障害者計画（第3期・第4期）国分寺市障害福祉計画（平成27年度～平成32年度）」
- ・ 「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（平成27年度～29年度）」

以上の冊子などを机上に配付しております。なお、計画の冊子は本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。お配りさせていただきました資料は、以上でございます。全てでございますでしょうか。

次に、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は会議を原則公開、資料及び議事録も原則として公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。なお、ご発言の際には机上にございますマイクのトークボタンを押していただいてから、氏名を述べていただきますようお願いいたします。ご発言後にはトークボタンをもう一度押してマイクをお切りくださいますよう、よろしくをお願いいたします。資料の確認等は以上でございます。

## 【審議事項】

大塚会長：資料の不足は、大丈夫でしょうか。それでは、審議事項に移らせていただきます。まず、1つ目です。「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価に関すること（諮問第2号）」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事務局です。まず資料のご説明をさせていただきます。前回、第3回の本協議会で計画の答申案をお示しいたしまして、協議会の場でさまざまなご意見をいただいたところです。事前にお送りしました資料1が各委員からいただいたご意見の概要をまとめたものになりますので、資料としてご確認いただければと思います。

続いて、資料2の「答申書（案）」の修正内容についてご説明をさせていただきます。資料2をごらんください。資料2の3ページ。（4）重点事業の4番「障害児発達支援に向けた取組の充実」という項目ですが、以前は「受容」という言葉を用いて表現させていただいたのですが、そのあたりご意見をいただいたところですので、表現を変更させていただきます。 「家族単位での支援の体制強化に努められたい」という結びの言葉に修正をさせていただきます。

続いて、（5）の重点事業5のところ。「多様な就労」という表現をさせていただきますけれども、ご意見いただいたものを踏まえまして、一般就労と福祉的就労の部分を分けた表現に少し変えさせていただきます。一般就労にかかる部分については、「きめ細やかな就職支援及び職場定着支援に努められたい」という形にさせていただきます。後段で、工賃向上などを通

じた福祉的就労の充実を図りたいという表現に修正させていただいております。

続いて、(6)の重点事業6です。教育の連携の部分でご意見をいただいておりますので、「相談支援を中心として保健・医療・福祉・教育の多分野」という形で、「教育」という文言を追記させていただいております。

続いて、(7)の重点事業7番、こちらもいただいたご意見を踏まえまして、「質の高いサービスを提供できる人材の確保」という視点の表現に修正をさせていただきました。

続きまして、4ページに進んでいただきまして、(3)の成果目標③のところでは、重点事業5のところ、先ほどのところで福祉的就労の充実について表現しておりますので、こちらで少し「一般就労の場の確保」という部分の表現を補足させていただく形で修正をさせていただいております。後段のところでは、「障害者雇用に取り組む企業への支援や障害者支援に取り組もうとする職場の新規開拓」というような表現を加えさせていただいております。

それから、最後の5ページです。5ページの「今後に向けて」の(1)のところですが、ここは特にご意見をいただいたところではありませんけれども、「把握されたニーズが」という2行目のところの表現が少しわかりづらいついかなというところで、「アンケート調査等により」という言葉を足して、具体的な形に修正をさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、前回からの修正点についてご説明をさせていただきました。答申につきましては、本日この後ご意見をいただきまして、会長預かりとさせていただいて、調整の上で報告をさせていただくという形にさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。私からの説明は以上となります。

大塚会長：それでは、答申書(案)ということで、事務局より案がありましたけれども、これについての皆さんの、最後というか、まとめに入っていますので、ご意見等いただいて、できるだけそれを反映させながら私預りということで、事務局と修正しながらまとめたいと思います。最後のところでは、お気づきの点であるとか、ご意見があればどうぞ。岡本アドバイザーどうぞ。

岡本アドバイザー：岡本です。3ページの(6)、文章には「相談支援を中心として」と教育が入っているのですが、この題には入れることはできないのでしょうか。「保健・医療・福祉・教育の連携」ということには入れられないのですか。

事務局：事務局です。題名のところということでよろしいですか。そちらの重点事業の名称に関しては、計画本体でそういう重点事業の区分で定められたものになりますので、修正しない形とさせていただいております。

大塚会長：題との整合性が問われるのかなと。

事務局：事務局です。そうです。

大塚会長：「など」も入らない。

事務局：事務局ですけれども、計画書の38ページに、重点事業、30～38ページと出ておりますけれども、ここで位置づけた内容をそのまま明記して整理しているということでございます。

大塚会長：今度は計画のことも、本体も含めて変えていくということをお伺いして。それでは、最後にもしご意見があるということであれば、事務局のほうにお伝えしてください。それも私預かりで調整させていただいて、最終的には1回確認するような、これから説明、最終確認をしていただいて、答申ということでよろしいですか。

事務局：今回が答申の最後の確認になりますので、このまま預かって答申をさせていただいたものを委員の皆さんにお送りさせていただくという形になります。

大塚会長：わかりました。では、これがもう最終的な形ということでご理解していただいているのですか。よ

ろしいですか。ありがとうございます。それでは、続きまして審議事項の2です。「国分寺市障害者計画実施計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）」について，事務局より説明をお願いします。

事務局：事務局です。それでは，審議事項の2番，障害者計画実施計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関することについて説明させていただきます。まずは資料のご説明をさせていただきます。事前に送付をさせていただいた資料の3番です。

こちらは，前回の協議会でお示しをした資料以降で地域自立支援協議会の就労支援部会と精神保健福祉部会のほうでお時間をいただいてご意見をいただいておりますので，その結果をまとめたものが資料の3「障害者団体等ヒアリングの結果（まとめ②）」というものになります。こちらは資料としてご確認いただければと思います。

続いて資料の4番です。資料の4「障害者計画（第3次）実施計画（案）等に係る前回協議会における各委員からの意見（概要）」。

こちらが，前回の協議会で実施計画ですとか障害福祉計画，障害児福祉計画に関するいただいたご意見の概要をまとめた資料になります。こちらも前回のご意見をまとめた資料としてご確認をいただければと思います。

続いて，資料5の実施計画（案）は飛ばさせていただいて，資料6，こちらが前回の協議会で，まだ作成中のところも多々ございましたので，そのあたりも含めて見直しをさせていただいて，修正をしたものの計画案の資料になります。主な変更箇所を順番に説明させていただきます。

まず，1ページ目です。「計画策定に当たって」というところの1番「計画策定の趣旨」ですけれども，こちらは最近の動向に対する表現が弱いかなというところで，事務局のほうで再度考えまして，最近の法改正の動向ですとか，障害施策の流れといったところを少し修正させていただいているということになりますので，ご確認いただければと思います。

続いて，4ページです。「計画の期間」というところの図なのですが，実施計画の表現が以前お渡しした資料にはなかったもので，それを少し視覚的に見やすい形に，その図の部分を変えさせていただきます。

続いて，7ページです。人口関係のグラフを前回の協議会で作成中という形でお出しさせていただいておりますので，今回はある程度つくったものを入れさせていただきました。（1）が人口，（2）が障害のある人の人口，それから，8ページにいきまして，（3）が障害のある人の人口の推計ですね。それから，（4）が年齢区分別の障害福祉サービス利用者数。9ページにいきまして，（5）が障害支援区分別障害福祉サービス利用者数というような形で，市の現状がわかる人口，利用者数などの推移を入れさせていただきます。

それから，3章は特に，現行の計画のそのままを入れさせていただきますので，修正はございません。

4章が実施計画ですので，これは資料5のほうで後ほど説明させていただきたいと思います。19ページにいきまして，第5章のところです。

事務局：第5章は第5期障害福祉計画と第1期障害福祉計画の部分についての変更箇所についてご説明させていただきます。

まず，21ページの国の基本指針に基づく成果目標というところの1番目の施設入所者の地域生活移行の目標についてですが，阿部委員からご意見頂戴いたしまして，市の目標設定の考え方のところですね。3つ目の黒ポチと4つ目の黒ポチ。こちらに今後，地域において地域移行をどのように進めていくのかについての市の基本的な方向性を明示させていただいております。地域移行を意識して，地域生活支援拠点等の整備を行っていくことや，受け皿となるサービスの提供基盤の充実。

それから、地域自立支援協議会等を活用して地域移行を進めるに当たっての必要な地域の相談支援体制の構築といったところについて検討を進めていくということと、それから、現在の施設入所者の状況を丁寧に把握して、東京都のほうで行っている地域移行促進コーディネーター事業など、ほかの施策もうまく活用しながら、地域移行を希望される入所者に対して、相談支援事業所と連携をしながら、必要な支援を行っていくというような形で市の基本的な方向性を示させていただいております。

ただ、地域移行と地域定着のサービスの見込量については、自立支援協議会の専門部会のほうでもヒアリングさせていただいて、その中でやはり活用というところがなかなか難しい部分があるというところで、見込量については据え置きをさせていただいております。

それから、33ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが、第5期の障害福祉サービスの見込量になります。前回お示しできませんでした30年度からの新サービスですね。就労定着支援と自立生活援助、それから、36ページのほうの障害児のサービスの見込量のところの訪問型児童発達支援。3つの新しいサービスが創設されることになりましたが、こちらのサービスについての見込みを、こちらの国の算定に当たっての考え方ですとか、新しいサービスについての事業所の開設の予定というか、そういったところも参考にしながら、見込量の設定を行っております。

それから、前回お示しした見込量から若干修正したサービスについて説明させていただきます。まず、33ページの障害福祉サービスになりますが、訪問系サービスの上から4つ目の行動援護ですね。こちらのサービスにつきましては、利用人数等を踏まえまして、また、今後は地域移行を進める上でこちらに必要なサービスとなってきますので、そのあたりも少し勘案しまして、利用人数ですとか、利用時間数を前回よりも少し上乘せをしております。

それから、36ページの児童のサービス。こちらは、放課後等デイサービスについても、直近の利用の状況とか今後の利用ニーズを再度勘案させていただきまして、日数のほうを少しふやさせていただいております。また、保育所等訪問支援。こちらにつきましては、こちらのサービスについては、都内全体で見てもなかなか利用の実績が伸びていかない状況がありまして、7割以上の自治体で実績がない現状がございます。事業所のヒアリングの中で、市内ですとか、近隣市の事業所で新規開設といったところも少し検討したいといったところがございますので、そのあたりも少し勘案させていただきまして、前回も少しふやさせていただいております。障害福祉計画と障害児福祉計画の変更点については以上となります。

事務局：引き続きまして、37ページ以降、地域生活支援事業の見込量と確保のための方策について、ご説明をさせていただきます。

前回までは見込量の表だけをお示ししておりましたが、今回は見込量確保のための方策などを記載させていただいております。

37ページの囲んであるところをごらんいただきたいのですが、実施に関する考え方につきましては、利用実績や今後のニーズなどを勘案して見込量を設定することといたしました。見込量確保の方策については、必須事業と任意事業が、40ページからなのですが、その2つに分けて記載をしております。37ページの必須事業につきましては、1の利用促進研修啓発事業から、次のページの10番、地域活動支援センターまでの方策を記載させていただいております。幾つかの内容について簡単にご説明いたします。

1番の理解促進事業ですが、差別解消法の施行によりまして、さらなる障害理解の促進が必要であります。今後、さまざまな機会を利用しながら、障害の方への理解を市民の皆様へ促進していきたいと考えています。

6番の意思疎通支援事業と、8番の手話奉仕員養成研修につきましては関連性がありますので、あわせて説明いたします。手話通訳者派遣につきましては、手話通訳者の養成が必要です。研修会を引き続き実施し、その養成に努めたいと考えております。

次のページ、9番、移動支援事業です。ヘルパーの確保が課題と認識しておりますので、ヘルパー確保に向けて市民の皆さんに理解を深めていただきつつ、ヘルパーとしてご活躍いただくような取組を研究してまいりたいと考えております。

その下の枠外には、1から10までの事業を掲載しておりますけれども、事業内容をお示ししております。

40ページをお願いいたします。続いて任意事業ですが、困んであるところ、やはり1から5までの見込量の確保の方策を記載しております。

1番の日中一時支援事業につきましては、サービスの利用の確保が課題だと考えております。サービスを担える事業者の参入を促すなどを行いまして、利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

5番、スポーツ・レクリエーション事業ですが、障害者のバスハイクや運動会を国分寺障害者団体連絡協議会との連携を図りながらよりよい事業を行いたいと考えております。

なお、運動会につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を念頭におきまして、市内のスポーツ振興課などと連携して実施してまいりたいと考えております。

その下の枠外に、同じように1番から5番の内容を記載してございますが、必須事業と同様に事業内容をお示ししているものです。

続きまして、42ページ、43ページをお願いします。42ページには29年度までの実績などを記載させていただいております。43ページですが、30年から32年度分の見込量を記載しております。以前もこれにつきましてはお配り、お示しさせていただいておりますが、変更のある事業につきましては、事業名の上から7つ目、「青年後見制度利用支援事業」です。30年度につきましては3のままですが、31年度は3から4へ、32年度は3から5へ、それぞれ変更をさせていただきました。相談が入ってくるものを想定させていただいて、若干上乗せをさせていただいたところがございます。説明は以上でございます。

事務局：事務局です。続いて46ページをごらんいただけますでしょうか。資料編ということで、前は特に資料編の作成はまだしていなかったのですが、資料編をつけさせていただいております。1番が本協議会の設置条例です。

続いて48ページの2番のところ、本協議会の委員名簿になります。それから、めくっていただいて49ページ、3番のところ、計画策定の経過を入れさせていただいております。まだ、これからの日程の部分もありますが、仮ということで入れさせていただいております。

それから50ページ以降は用語解説ということで作成をさせていただいております。こちらについてはまだ、今後見直しを行って、もう少し整えたいと考えておりますが、とりあえず現時点ではこのような形で用語解説を入れさせていただいているということになります。

それでは、一旦飛ばさせていただいた実施計画に戻らせていただきまして、実施計画の資料の5番で実施計画部分だけを資料としてまとめさせていただいておりますので、そちらをごらんください。前回からの主な修正点をご説明させていただきます。

前回の番号で言うと、60番に養育医療給付という事業がございますが、あと85番、生活安全情報メール配信サービスというのがございましたが、事業内容として、障害の有無にかかわらず提供されるサービスというところがありましたので、その2事業については削除させていただいており

ます。

それから、重点事業4の中に、メンタルヘルスセルフチェックシステムという事業を入れさせていただいておりましたが、これは重点事業4に入れるべきものなのかというような話がございまして、そちらも削除させていただいております。ただ、こちらは再掲の事業になっておりますので、もともと別の部分には掲載をしているということでございます。

それから、102番の前回資料で入っていた、早期支援体制の構築と推進という事業ですけれども、こちら重点事業4の中に入れさせていただいておりましたが、少し見直しまして、重点事業2の32番に移動をさせていただいております。それから、あわせていろいろ意見をいただいているところでもありますので、事業内容の表現についても少し修正をさせていただいたということになります。

それから、あとは全体的な部分ですけれども、32年度の目標値に「充実」と書いている事業が幾つかございまして、そのあたり、「充実」という言葉はわかりづらいというようなご意見もいただいているところですので、改めて、関係課と事業内容を確認させていただいて、継続というような表現ですとか、そういった形で少し表現を修正させていただいております。

実施計画案の主な修正内容については以上となります。これで前回の協議会から今回にかけての修正の内容について、説明は以上となります。皆様のご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。長いのですけれども、障害者計画の実施計画案ということでお出しになっていますけれども、それから障害福祉計画、障害児福祉計画と3種類ありますけれども、これについてのご意見等いただきたいと思っております。分けたほうがいいのか、全体でいいのか。では発表の順に言いますか。まずは障害福祉計画と障害児福祉計画、資料6についてご意見を。数値目標等が入りました。

私から1ついいですか。放課後等デイサービスがご存じのように非常に利用者が多く、なかなか持続可能な整備という観点から困難になっていると。新聞には来年度、福祉予算改正の年ですけれども、それぞれ下げる方向でということ。

下げると今度困ってしまうのは、事業者が撤退することも含めてある可能性があるのですけれども、放課後等デイサービスをどのように考えますか。ニーズはあるのでしょうかけれども、どんどんふやしていくわけにもいかないし、予算もあるし。だけれども必要なサービスと。難しいところです。こういうことについて事務局の考え方を。

事務局：放課後等デイサービスにつきましては、障害児ご本人の最善の利益に立って、療育という目的が必要とされている方については、しっかりとサービスの提供をしていかなければいけないと考えております。

ただ、預かり目的とか、そういった場合はやはり日中一時支援という別の事業もありますし、また、一般の施策の中で、保育園ですとか学童とか、そういったところでの受け入れもしっかり拡充をしていかなければいけないと思っております。

全体の施策の中で、しっかりとバランスを取りながら、過大な給付にならないよう、しっかりと支給決定の部分で、その必要性などを十分に、サービス等利用計画などを見ながら支給決定を行っていきたいと考えております。

大塚会長：そうですね。まずは障害児支援利用計画、子ども版のサービス等利用計画ですけれども、それに基づいて支給決定をするなどは、そのニーズをきちんと把握してと。それから懸念されるのは、重い人には報酬単価をたくさんつけていこうという方向はいいと思っておりますし、利用者としてもやりやすくなりますけれども、報酬単価を下げられることによって、事業所が撤退すると、一番困るのは



利用者さんが困るわけです。

その後はサービスが使えなくなって、どうしようということになるので、この辺のフォローもきちんと行政は責任を持って、きちんとご家族やご本人が困らないように、困難にならないように、どうするかは色々と手だてがありますけれども、配慮する必要があるのではないかと思っています。ほかにいかがでしょう。柴田委員，どうぞ。

柴田委員：行動援護のところは目標値を上げていただいてありがとうございました。それから地域生活移行の21ページ，移行者数は3人ということ，それから目標数は4という数字が出ているのですが，それとの関係はどうなっているのでしょうか。ある程度地域移行をしても，また新たに入る人がいますので，入所者数を減らしていこうとするならば，それよりも多く地域移行できるような目標を設定しなければいけないのではないかと思います。その辺はいかがですか。

事務局：市としては，可能な限りご本人ですとかご家族の希望に沿って，地域での生活をご希望される方については，できるだけ地域で生活をしていただけるように支援をしていき，施設入所ではなく，地域生活を送れるように，できるだけ新たな施設入所者を増やしていかない方向性で取り組んでいきたいと考えていて，それでも確かに施設入所が必要な方は実際いらっしゃいますので，あとはこれまでの実績の中で，今は施設に入所にされている方は，かなり高齢の方もたくさんいらっしゃって，これまでの実績の中で，やはりお亡くなりになられる方ですとか，病院に入院をされるような方もいらっしゃいますので，その辺の数字も加味しながら，目標となる数字については設定させていただいているところです。以上です。

柴田委員：33 ページに，地域移行支援は，2人，3人，4人となっていますね。33年度の4人というのは，この3年間で4人という意味ですか。

事務局：こちらの33ページの見込量につきましては，毎年の数字になりまして，ただ，サービスの見込量については，福祉施設の入所者の地域移行だけではなくて，精神障害者の長期入院者の方の地域移行についての数字も含んだものになっております。

柴田委員：そうすると目標だけで見ると，3年間で9人と見ればよろしいですか。合計して。

事務局：追加目標のことですか。

柴田委員：はい。

事務局：追加目標については。

柴田委員：33ページです。30年度が2人，31年度が3人，32年度が4人となっているのは，あわせて9人と。目標としてはそういう設定になっていると。

事務局：そうですね。おおむね9人ということですよ。

柴田委員：わかりました。

大塚会長：柴田さんまだありますか。皆さん，いかがでしょうか。中西委員，どうぞ。

中西委員：22ページの精神障害に対応した地域包括ケアシステムということで，ここの任務なのかどうかはわからないのですが，精神障害の方が，ご自身の地域で暮らしていく中で，近所の方との関係性というのが重要になるかという面があって，私自身は，ご近所の方から，こういうことで怖い思いをしたというような相談を受けた際に，その方が退院された後のことについて，ご家族や関係者の方と一緒に，説明の場を設けていただいて，戻ってきた後，近所の方が安心して受け入れるような話をしたいと思って，一度，他の行政ですが，お話ししたら，個人情報なので話ができない。ご家族と直接連絡をとってくれないと，そういう仲介的なことはできないというようなことを言われてしまい，ちょっとうまくいかなかったことがありました。

いろいろ情報共有や連携を行う体制を構築するということの中で，やはりご本人さんの周りにいる

近隣の住民の方々と、どういうふうに理解を進めていくのかという観点も含めて、そういった検討をしていただければいいかなというか、そういったことも必要なのではないかな。ご本人さんにかかわる専門職だけが幾ら連携しても、結局本当に隣の人などのご理解を得なければ、やはり地域生活は成り立たないかと。隣の人不安になったとき、どこに連絡したら相談に乗ってもらえるのか、どういうふうにそもそも周りの人が対応したらいいのかとか、そういうことを知れば一緒に暮らせる。けれども、わからないからなかなか一緒に暮らせなくて排除するとなってしまう面もあると思いますので、そのあたりをこの事業の中身のところとしてご検討いただければいいかなと思っております。

大塚会長：ありがとうございます。見解はありますか。

事務局：こちら協議の場につきましては、今ある地域自立支援協議会の精神保健福祉部会をこの協議の場として位置づけていきたいと考えておまして、今の精神保健福祉部会で個別事例の検討を行っております。その中で、やはり地域で顔の見える関係づくりが必要だと。

それは専門家だけではなく、地域の民生委員、児童委員の方ですとか、精神障害者の方の一番課題となるのは、住まいの確保とか、そういったところもありますので、地域の不動産屋さんをこの部会にお呼びして、一緒に事例について検討して、情報を共有するような、そういったことも今年度の取組として考えておりますので、今いただいたご意見につきましては、しっかりとこの部会の中でこの協議を進めていきたいと考えております。

大塚会長：福島委員さん、どうぞ。

福島委員：今、中西委員から言われた地域との関係性ということですがけれども、精神疾患を持っている方たちは、1人で生活している人とか、家族と生活している人とか、いろいろいらっしゃるのですけれども、病院から訪問看護というのが来まして、訪問看護は多分、ケースワーカー、精神保健福祉士の方が担当して、週に1、2回ですか、自宅に訪問していると聞いたのですけれども、そういう病院や医療関係の訪問看護の制度をうまく利用したらどうかと思いました。以上です。

大塚会長：ありがとうございます。なかなか、地域包括ケアそのものが、精神障害の方が地域で安心して暮らせるということで、そのためには、精神障害の方の人権が守られて地域で生活できるということが必要ですし、そのための情報の管理も必要でしょう。だけれども、周囲の人の理解も必要だと。このジレンマをうまく、精神障害の方の人権を守りながらも、周囲の方が安心して受け入れられる体制を作っておく。

この両方。勝手に情報を流せばいいということでは反対に人権侵害になってしまうので、そこをうまく取り持つ相談支援であるとか、あるいはその共同体の中で理解していただくように施策を取って、受け入れる地盤を整えていくということが大切だと思っています。貴重な意見をありがとうございます。ほかにはいかがですか。柴田さん、どうぞ。

柴田委員：前回、学齢のところ、計画の障害児給付事業の見込みのところ、実施の考え方というのがあって、そこで特に教育との連携について回答をお願いしたと思うのですが、それは今回書き込んでいただいたのでしょうか。35ページです。

事務局：前回も柴田委員からご意見をいただいたのは、計画本体もしくは実施計画のほうでなかったかと。家族との連携という部分が少し薄いので、もっと盛り込んでほしいというのがご意見だったかと認識しております。したがって、こちらの障害児福祉計画のほうには特段、何か追加で盛り込んだりということはしておりません。

大塚会長：34ページの障害児通所支援の四角の中は、センター等において、関係機関の連携の強化や取り組むところが入ってくるものだと。相談を中心に教育は当然、子どものことだから、障害のある子

どもさんも一緒に入ってくるということで、特にこの計画については、サービスの見込量というところが中心なので、このようなところに入っているものと考えて、むしろ実施計画というところでサポートすると。そうすると実施計画も含めて言いますか。

柴田委員：まだちょっとあるのですが。

大塚会長：あるのですか。お願いします。

柴田委員：今言ったのは障害児のサービスのところですが、教育との連携については、全体的には 19 ページの基本的な考え方とか、そのあたりで入れてもらえればと思います。具体的にはまた後で検討していただければと思います。

それから、地域生活支援事業の 39 ページ、成年後見制度の利用支援事業です。利用支援事業には申し立てへの支援と、それから成年後見制度の費用に対する助成と 2 つあると思うのです。そのことをまずそこに書いてほしいと思います。

それから、具体的な見込量は今回、増やしていただいてありがたいと思うのですが、37 ページ、成年後見制度利用支援事業というところが、親族による申し立てが困難な方への市長申し立ての話が書いてあります。

費用助成の問題ですが、厚労省も、市長申し立てに限定しないで、必要がある方について対応できます、市長申し立てに制限する必要はありませんという通知は出していると思いますので、市長申し立てではない方への助成の拡大について、これからの検討ですから、ここに書き込めるかどうかはよくわかりませんが、含みを持たせて書き方をしていただけませんかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：事務局です。おっしゃるところですけれども、今回この計画には、あえて委員がおっしゃったような形での表記はしていない状況でして、まずは他市の状況等を確認しなければならないところがありますので、そういうところから始めて、その上で、データが一定そろった中で、市としてどういう方向性を持っていこうかというところを考えてみたいと今は思っているところです。

柴田委員：そうすると、この計画の中には、それはまだ入らないということですね。

事務局：はい。

柴田委員：どう入れたらいいか私もよくわかりませんが、書き込んでもらえればありがたいと思います。

その次、移動支援の書き方のところです。38 ページ、一番上。移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題ですということで、確かにそうなのですが、そのために、住民に対して周知を図って、ヘルパーの確保ということも非常に大事な取り組みでありますから、そのことは是非ともお願いしたいのです。一方で、事業費の単価の検討とか、それからもう 1 つは、移動支援の国分寺市が定めている利用条件が、非常に制約が多く、例えば学校が終わった後とか、通所施設が終わった後で、ヘルパーと一緒に外出するような、あるいはショートステイから外出するような、そういうことがなかなかできない。原則は家からということになっていますので、それからプールの中で使えないというようなところの改善をお願いしたいと、親の会ではそういう話が出ています。

まだこれから検討のところを書き込むのは大変難しいだろうとは思いますが、この辺の移動支援事業を拡充していく書き振りといいたいでしょうか、検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：まさに先日、手をつなぐ親の会の方々と意見交換をさせて頂いてそういった、ご意見も頂戴しているところです。まずは、他市の実態、今さまざま、柴田委員からご意見がございましたけれども、そこについては少しこれから確認をさせて頂きたいと思っております。

今、懇談の中でもそういったお話をさせて頂いているところで、まず確認をしていきたいと

思っていますので、その上で、様々な課題が出てくれば、それを踏まえて、市としてどういう方向に持っていかうかというところの検討を行っていかなければならないと思っていますところで、この計画に、そのところがまだ未確定な中で、ここに詳細な部分をなかなか位置づけることが難しいので、今回はこのようなお示しをしているということです。

柴田委員：ありがとうございます。今の時点では、書き込むのが難しいということはよくわかります。ただ、そういう課題がありますので、これは3年間の計画ですので、3年間、数字があるから、その低い数字ということではないとは思いますが、検討していただければと思います。

それと、前回も非常に困ったのですが、膨大な資料が市のこの会議で示されたわけですが。私は障害者の4つの団体から推薦されて参加しているのです。資料を皆さんにお知らせして、これを見るとまた皆さん意見があるわけですが。それで早くそれを私もお伝えしたいと思うのですが、これをデータ化してPDFにしてという段階で、前回などはとても時間がかかって、それをまたメール添付はできないし、どうすればいいかと思って、結局Webにアップして見てもらうようなやり方をしたのですが、そういうゴタゴタしている間に既に数日間がたっしまい、1週間ぐらいの期限があったと思いますが、最終的に意見をお出しすることができなかったのです。

それで、東京都や国などは、大体こういうものは会議があれば、配られている資料だけは、先にホームページで公開しています。議事録はずっと後からになりますけれども、そういう形でやっています。今の市のやり方を見ると、議事録が全部整ってからホームページに公開されているので、そうすると、今のような迅速な対応ができないのです。

今回もそうですけれども、できれば市のほうでデータをお持ちなわけですから、すぐに、資料だけでも先にホームページに公開していただければ、私のほうは市のホームページを見てくださいと。皆さんご意見ありますかと言えますので、ぜひとも多くの人の意見を聞いて計画がつけられるといいと思いますので、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局：事務局です。ご意見をいただきまして。私どももなるべく早目にお示ししたいと思っていますところですが、今日の会議以降はなるべく早目にお示しができるよう、もう少し考えてみたいと思います。

柴田委員：ありがとうございます。よろしく申し上げます。

大塚委員：阿部委員、どうぞ。

阿部副会長：阿部です。今回の計画作成に当たっての見直しポイント、5ページのところに「地域共生社会の実現に向けた取組」という部分があります。国の「我が事・丸ごと」、共生社会の実現に向けた取組とこの見直しポイントがどうつながるかを自分として見たのが、38ページにある地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業とか、自発的活動支援事業というところに当たるかと考えました。特に2の自発的活動支援事業は、もう実施済みと書かれているのですが、これは具体的に何の事業を意味しているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局：事務局です。委員ご質問の自発的活動支援事業ですが、ボランティア育成などを、市としては、協働コミュニティ課や社会福祉協議会が実施しております。また、ピアサポーター育成などについては障害者センターなども行ってございまして、また、ボランティアについては地域活動支援センターである、「プラッツ」や「虹」でも行ってございまして、これらを踏まえまして実施とさせていただきます。

阿部副会長：ぜひ、今後は、地域住民等の理解を進めながら、中西委員もおっしゃっていたように、一緒に活動ができたり、事業が行えるようなものにしていただけたらと思います。

それと、見込量のところで、37ページの障害者相談支援事業が5箇所となっているのは具体的

にどういふものを指すのでしょうか。

事務局：こちらにつきましては、障害のある方のさまざまな日常生活のこととか、本当に全般的なことに  
関しての相談を受ける事業になっておりまして、こちらの障害福祉課と、それから、地域活動支援  
センター「つばさ」と「プラッツ」と「虹」。「虹」は分室がありますので、2でカウントして、  
計5カ所ということで位置づけております。以上です。

大塚委員：それでは、もう1つの障害者計画第3次実施計画案について横長のまとめたものを先ほどからの  
話の流れで検討しておきましょうか。ご意見がある方については、数々の事業が載っておりますけ  
れども、これについて。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：地域生活支援拠点についてはどちらに載っているのでしたか。実施計画のほうでしたか。

事務局：拠点については実施計画ではなく、障害福祉計画の成果目標です。22ページから23ページに  
かけてのところになります。

柴田委員：そうですね。地域生活支援拠点については非常に期待が高いのですけれども、特に夜間の緊急事  
態が色々発生するときの相談できる体制を作って欲しいという希望が団体からは大変強いのです。

深夜にお母さんが倒れて、自分が救急車で運ばれている最中に、残した障害児、自分の子どもの  
対応を携帯電話で、救急車の中で自分で手配しなければならなかったという話があったり、それは  
国分寺市の話ではないのですが、そういうことは確かにあり得ることなので。

やはり夜間で急に対応をお願いできるような、電話でつなげられるような、そういう体制を地域  
生活支援拠点を機に整備していただきたいと期待をしているのですけれども、これについて今後検  
討してもらうことは可能でしょうか。

事務局：事務局です。地域生活支援拠点の整備については、来年の6月を予定しているところです。委員  
がおっしゃる意見はたしか前回の本協議会において、阿部委員からもご質問があったと記憶してい  
ます。

これから地域自立支援協議会にも少しご意見を聞きながら進めていくということと、あとは必ず  
しも6月の段階で完成形の拠点ということではないので、それは今後進めていく中でどんどん進化  
をさせていって、最終的により良い方向に向けて進めていきたいというのが私どもも同じ思いでご  
ざいますので、そこはこれから協議の中で、地域自立支援協議会、専門部会も含めて、ご意見をい  
ただく中で考えていかなければならないと思っています。

柴田委員：ありがとうございます。

大塚委員：ほかにはいかがでしょうか。岡本さん、どうぞ。

岡本アドバイザー：資料4で、岡本から書かせていただいたことに当たるのですけれども、資料4の2番の  
相談支援体制の充実で、先ほど102番から32番に行きましたということをつとめたところで、5  
ページの32番に当たるところですが、聞くところによると、業務連絡会という形でやっているの  
は、1つは退院された方のケース検討会が基本だということで、未治療者とか早期支援という発想  
の会議を現実的にはしていないのではないかと。

平成28年の実績として挙げられているのは本当だろうか、と、参加されている者が言っていました。  
これが何に当たるのだろうかということ。

もう1つはやはり同じこと、文書のほうで書かせていただいているのですけれども、当初は早期  
支援という内容で、例えば、教育とかも一緒に入っているのは、学校に行って、早くから病気につ  
いて学生さんも先生も知って、病気を早く理解し、むしろ人権とか、そういったこともきちんと守  
られるような形でやれるようなことも含めての内容だったはずだと。

それが一切書かれていないことと、当初、平成25年のときには、これについての検討会を立ち

上げようとしていて待っていたのだけれども、これを見ると、業務連絡会というか、そういったことで計画されているという話になっているが、そういう形では聞いていないということなのだけれども、実質私もわからないのですが、ただ、学校の話は私もきちんと聞いていたので、この内容がどのような形で変わってしまったのでしょうかというところをお答えとしていただいて帰りたいと思うのですが。

事務局：事務局です。業務連絡会では、退院早期支援体制の話題を主にしていたわけではありませんが、体制整備において、各機関との連携強化も大きな内容の1つであったかと思います。そこについて重点的に業務連絡会では取り組んできた経過がございます。

早期支援体制の構築の中で、精神障害者の相談の部署も、今まで健康推進課と障害者相談室に分かれていて、良くないという話を当時からいただいていたところで、そこについてまず体制を整備しようということで、28年度から、保健師を障害福祉課相談支援係に配置することに変わってまいりました。

この流れで、地域自立支援協議会も立ち上がりまして、その中に業務連絡会の一部分も確かに引き継いではいませんが、新たに地域の方々と、地域の問題を話し合っ、炙り出して、さらに対応もしていくというのが地域自立支援協議会かと思うのですが、この中で、今年度については、地域移行をテーマにやっています。次年度以降、早目の気づきですとか、支援への取組、それから、家族支援も含めてという点について、部会ができていますので、取り組んでいけたらということで、このような記載にさせて頂いております。

岡本アドバイザー：ありがとうございます。

大塚委員：ほかにはいかがですか。中西委員，どうぞ。

中西委員：どこに入るかよくわからないのですが、重点事業の6で、保健・医療・福祉の連携の推進となっているのですが、この福祉の部分では、生活保護関係が入ってくるかどうかということで、やはり生活保護の受給が必要な方、障害者年金しか収入がなければ、自立するには必ず生活保護がついて回るということもあり、生活保護の連携というか、そちらに理解を得るところが結構現実的には重要だし、難しい部分があるので、そのあたりについて、この中に入ってくるかどうかわからないのですが、ぜひ取り組んで頂きたいと思っているのですが。

事務局：事務局です。地域自立支援協議会の部会にも、生活保護担当の生活福祉課職員に参加してもらっています。通常、日ごろの連携は本当に欠かせない形でやっていますので、部会の中で行政だけではなく、関係機関とも一緒に手をつないでやっていっておりますので、そこは引き続き取り組みたいと思っております。

大塚会長：ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。柴田委員，どうぞ。

柴田委員：前回の実施計画の評価のところでは、重点目標が、保健・医療・福祉の連携とあるので、そこは変えられないということで、それはそうなのですが。今はこれからつくる計画なので、そこは保健・医療・福祉・教育と入るのでしょうか。それともそれは障害者計画の中なので入らないのでしょうか。

事務局：事務局です。障害者計画の本体計画は6年間の計画になっていまして、平成32年度までです。現状ですと、今の枠組みの中で実施計画の部分を改定しているというような形になります。

柴田委員：わかりました。

大塚会長：それぞれの連携は大切なのですけれども、中身が何を意味しているかが全くなくて、連携だけを書いて全く意味がないということです。

例えば、今の放課後等デイサービスのガイドラインであるとか、児童発達支援ガイドラインは、

学校の特別支援教育コーディネーターと放課後等デイサービスの方たちが一緒にテーブルについて、個別支援教育計画と、それから、放課後等デイサービスの支援計画をすり合わせて、一緒に本人を中心に、お互いに役割分担をしながら支援していきましょうという、具体的なことがあって初めて成り立つもので、連携、連携と入れても全く意味はないと私は思って。

具体的に、では何を連携するのですか。どういう場面に立っているのですかの議論がなければ、それは形だけのつくりという印象を持っています。

柴田委員：今おっしゃった個別教育支援計画作成の連携の話ですが、それは大事だなと思ったのですが、この中ではどこに加えているのですか。

事務局：事務局です。実施計画自体が、個別の事業を掲載するものになりますので教育との連携という事業はないのですが、そういう意味合いを含む事業ということであれば、当然、地域自立支援協議会も教育の関係のものにも入ってもらってやっている部分がありますので、そういった意味では教育との連携という内容も含んだ事業になります。その他、教育関係の事業も幾つか入れさせていただいておりますので、そういった部分でも、連携を含んだ事業ということになるかと思えます。

大塚会長：相談支援が真ん中に入るのでしょね。相談支援体制の中でということに。

柴田委員：そのことを今から加えるのは難しいのですか。前回だったか、個別の教育支援計画の策定をなさって、学校と保護者の連携を強めようとしていると教育委員会の方でたしかおっしゃったのです。

それはすごく大事なことなのですけれども、そこに先ほど言った放課後デイサービスなど、福祉関係も加えて進めることが大事ではないかと思うのです。改めて文科省の資料を見たのですけれども、やはり個別教育支援計画には、教育と、それから、家庭と福祉、あと医療なども書いてあります。連携のもとに進めるという、文科省はそういう方針を明記しておりますので、そういう点で、ここにもう少し加えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：昨年度、教育委員会として、第三次国分寺市特別支援教育の基本計画というのをつくらせていただきました。この中で、障害福祉課の皆さんにもお越しを頂いて、地域の公募の市民の方々にも入っていただいて、連携ということについて意見を頂きました。

そして、いろいろ学ぶ中で、これは何より大事なことであらうとご示唆をいただきまして、学校生活支援シート、旧個別の教育支援計画、新しく、学校生活支援シートに移行するという、そしてそれについて、これをもとにして引き継ぎを重視するという、それから、教育と福祉の連携と推進という主項目にさせていただきました。この中には、放課後等デイサービスを利用する場合に作成する障害児支援利用計画との連携というようなことも入れさせていただきましたので、我々としては、まずは、新しく移行しました、学校生活支援シートというものが全校に周知して、確実に今年の4月から移行して、これがスムーズに進んでいますので、さらにこの上に個別指導計画という、来年度に向けて、新しい形のものに進めているところであります。

こういったところで、1つの目指すところである、保護者と学校との共通の合意形成といいたいでしょうか、こういうところをきちんとした上で、福祉の連携に進んでいきたいと考えております。以上です。

大塚会長：ありがとうございます。他には。

柴田委員：教育計画のほうにはそれが入っているということですね。障害者計画は総合的な計画なので、事務局は福祉部門がやっているわけですがけれども、今おっしゃったようなことは、できれば障害者計画の中にきちんと明記されるほうがいいというか、すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：事務局です。今の委員のご意見を受けとめて、少し考えてみたいと思います。

大塚会長：ほかにはいかがですか。中西委員，どうぞ。

中西委員：済みません，資料5ではなく，もしかすると資料6の話かもしれないのですが，成年後見制度の利用促進計画が発表されて，5カ年でいろいろ利用促進に対して，市町村で計画を立てないといけないという概略が出てきているかと思うのですが，時期的には，3年というのめかかわってくるので，そのあたりを踏まえた計画になるのか，それとも，またそれは全く別枠になるのかというところをご検討いただく必要があるかと思えます。

あとはその点に関連して，成年後見の報酬助成に関しては，利用促進計画の，国の計画の中でも，利用しやすい制度の再構築というようなことで報酬の対象を広げるとは書いていないですが，そういう趣旨なのかと読んでおりますので，是非ご検討いただきたいと思えます。

大塚会長：多分，今回の障害福祉計画には間に合わない。成年後見利用促進計画と一緒にできればいいですが，時期が，最近できた法律で施行だから，障害福祉計画はその前に方針も出しているから，その見解はどうでしょうか。

事務局：事務局です。現時点でここに反映というのは難しいと思っておりますけれども，今回，国でも，地域福祉計画の中で，自殺防止の計画と成年後見の部分については出てきておりますので，少し庁内で検討したいと考えております。

大塚会長：いいですか。ほかにはいかがですか。岡本アドバイザー。

岡本アドバイザー：資料6でもいいですか。

大塚会長：よろしいです。

岡本アドバイザー：前回もらっている資料4にも書いてあることと同じことをもう一回確認したいのですが，資料4に書いたことで言うと，2ページ目の障害福祉サービス等の見込量の地域移行，地域定着支援について，数を多くする必要が少ないのであれば，活用が出来ていない問題があるのではないかという言葉で書かせていただいているのですが，ページでいくと資料6の33ページ，相談支援の地域移行支援，地域定着支援の数が少ないのではないかという意見をさせてもらったのですが，病院から退院される精神の患者さんに限らず，施設に入所されている方々が地域にというような時代に，この人数でいいのだろうかということが疑問なのですが，いかがでしょうか。

柴田委員：済みません，どこですか。

岡本アドバイザー：済みません。資料6の33ページ，数ですが，一番下の相談支援の地域移行支援や地域定着支援が，平成30，31，32年度と，先ほど合計9名というようなおっしゃり方ではあったのですが。社会的入院等が問題になって，もうかなりたっている。もちろん施設に入所されているのも，地域で暮らしていくべきだと言っているときに，このような少ない人数でいいのでしょうかという質問です。

事務局：ニーズはありまして，ただ，障害福祉サービスの地域移行支援と定着支援を，やはりうまく入れるタイミングもなかなか難しいという話も聞きますし，今の計画相談の対応のほうに相談支援専門員は，現状追われていることもありまして，一般相談の地域移行とか地域定着になかなか手が回らないというような状況にはあると，地域自立支援協議会の専門部会の中でもそういった話が出ております。

今，現状の精神障害の長期入院者の退院支援につきましては，はらからさんの都事業で，地域に戻ってこられる方が現状は多いかと考えております。そちらの手厚い支援というのがありますしやはり，うまく活用していくためには地域の中でどういった相談支援体制を構築していき，また，地域移行や地域定着のサービスの仕組みについても，例えば，基幹の地域移行の研修の中で，一緒に勉強していったり，そういった取組が今後必要になってくるのではないかと思います。



ただ、現状はここ3年間の中で、実効性のある見込量の設定ということになると、総合的に勘案すると、この数字が妥当かと事務局としては今考えているところです。以上です。

大塚委員：岡本さん、よろしいですか。

岡本アドバイザー：そうだとすれば、活用ができていない問題があるのではないかとこのところは検討していただくことが必要だと思います。

柴田委員：関連した質問で、先ほどと同じですが33ページです。地域移行支援と地域定着支援の、30年度が2人、31年度が3人、32年度が4人と書いてあるのは、それよりほかの事業は全て足していくのではなくて、31年度にはそれぞれの年度の人数が書いてあるので、特に地域定着支援は年度単位で終わる事業ではないので、何年か継続しないと定着はできないだろうと思うのです。そうすると、先ほど説明されたように、30年度は2人で、31年度は新たに3人、32年度は新たに4人、合計で9人ということであるならば、ここは、2人、5人、9人と書くのか、よくわからないのですが、ここだけ数字の読み方が違う。ここから上は全て年度を足すような形ではなく、年度ごとに何人かという見方なので、ここは先ほど、全部足していくのだとおっしゃったのですが、もう一回確認したいのですが、そうなのでしょうか。

事務局：地域定着のところですか。

柴田委員：両方です。2人、3人、4人で、地域移行と地域定着とありますが。

事務局：地域移行支援については、利用の期間が原則半年間となっていますので、ずっと継続してということではないのです。定着支援はもう少し長い期間になろうかと思えます。一応、この見込量の考え方としては、その年度末の最後の月の平均利用人数ということで記載しておりまして、先ほど、おおむね9人ということで申し上げたのですが、ただ、地域移行については、年度全体で見ると、例えば、30年度だったら2人となっているのですが、年度全体の総利用者としては、人数としては、もう少し多いかと思っています。

柴田委員：地域移行ですか。

事務局：地域移行です。

柴田委員：質問したのは、地域移行も地域定着も、新たに30年度で2人、31年度で新たに3人、32年度で新たに4人と数えていいのですか。

事務局：そういう数え方ではなく、先ほど私が申し上げたように、ここに載せている数字は、年度の最後の月の利用者数の見込量になりますので、新規の方は地域移行に関しては、1年度で見ると、2人よりももう少し多いと思えますし、定着支援に関しても、半年ということではないのですけれども、もう少し期間は長いのですが、9人よりももう少し多いかと思えます。

柴田委員：年度末の利用者数と考えるということですね。

事務局：済みません。最初の説明が少し不明瞭で申しわけございませんでした。

柴田委員：両方ともそうですね。

事務局：はい。

大塚委員：岡本さんのお話の移行から定着ということも、本人の意思表示の観点からいくと、ある意味、手挙げのところで精神科病院から地域に出たいとか、そういうことだと中々入ってこない、捉えられないということなので。

そこに何らかの、少し地域移行に進める相談支援があったり、さまざまな関連があって初めて成り立つもので、多分本人の今の状況の中で手を挙げている人はどうですかと聞いたら、そんなにでてこないで、これをどうぞ本人にインセンティブで地域に出ていただけるかというところとセットにならないところがあると、なかなか定まらないところもあるかという気がしました。

相談支援で、自立支援協議会でよく考えて、どのような地域移行の仕組みをつくっていくか、その中で少しでも意思表示という観点で出てくるような形がということはできますから、そういうことで可能性はあるかと。

事務局：事務局です。今、会長がおっしゃったような形で今後、協議会等の運営をしていきたいと考えております。また精神障害者の長期入院者が地域移行した際のサービスの基盤部分ですが、こちらについては精神障害者の長期入院者の地域移行した場合の必要となるサービスの量については、例えば、日中活動系の自立訓練ですとか、就労継続とか、そういったところも踏まえて、見込量を出しておりますので、その点については補足をさせていただきます。

大塚会長：ほかにはいかがですか。阿部委員さん、どうぞ。

阿部副会長：そうすると入所施設からの地域移行についてお伺いしたいのですけれども、今、計画相談が入っている生活支援の利用者さんの中で、地域移行したいというご希望を表明されている方が3名いらっしゃるという話は聞いていたのですが、その方がもし国分寺に戻ってくる場合の社会資源としての例えば、グループホームや、それらの数はここに入っているのでしょうか。

事務局：そのあたりの数字も見込としては含めております。ただ、支援度の高い方が多いかと思っておりますので、グループホームといっても、やはりしっかり支援体制の整ったグループホームでないといけないと思っておりますので、今、市内の社会福祉法人で拠点の整備を市と協力して進めているところですが、その中にグループホームも入る予定ですので地域移行の方の受け入れといったところも今後、法人さんと協議しながら検討していく必要があるかとは考えているところです。

大塚会長：よろしいですか。ほかにはいかがですか。柴田委員。

柴田委員：同じことを聞いているのかもしれませんが、実施計画の4ページの28番、精神保健福祉相談についてなのですけれども、保健師による相談とは別に、アウトリーチ型の多職種連携による相談体制をつくってほしいという意見があるのですけれども、それは既にどこかに含まれているのでしょうか。既に何回か要望は出ているようですが。

事務局：事務局、石丸です。先ほど出ました早期支援体制のところ、お話をずっと団体さんからいただいていたかと思っております。ですので、ここについても、地域自立支援協議会の中で、手法だけではなく、職種やそのやり方、仕組みについて協議してまいりたいと考えております。

柴田委員：わかりました。主には協議会で検討されているわけですね。

大塚会長：よろしいですか。

柴田委員：もう1つありました。済みません。その地域自立支援協議会の相談支援部会の回数は、前はたしか4回でしたが、今回は7回にふえているのですかね。

事務局：はい。

柴田委員：では、ここも増やしていただいたのですね。

事務局：定例でやっているもののほかに、ワーキンググループなども立ち上げてやったりしているので、そのワーキンググループの開催回数も含めてこちらの目標値を設定しております。

柴田委員：ありがとうございます。

大塚会長：よろしいでしょうか。それでは、ご意見をいただいたので、可能な限り、検討、修正等ということを行って、パブリックコメントということでよろしいですか。説明だけしていただけますか。

事務局：事務局です。本日いただいたご意見を踏まえまして、12月下旬から1月下旬にかけて、パブリックコメントにかけることを予定しております。ですので、今日いただいたご意見をお預かりさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大塚会長：パブリックコメントにかけるということをご了承いただければと思っておりますので、修正して、市の

ほうから意見をいただくと。住民の方に対して意見をいただくという手続をとらせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、残りの時間その他ということで、情報提供など、お願いいたします。

## 【その他】

事務局：それでは、その他ということで、1つ目、チラシをお配りしております。講演会というA4、1枚の水色のチラシです。「東京ディズニーリゾートにおけるユニバーサルデザインの取組」ということで、差別解消法の施行もありますし、バリアフリーの取組を積極的に進めていらっしゃるオリエンタルランド、東京ディズニーリゾートを運営されている会社さんですけれども、そちらの方を講師にお招きして講演会をやる予定となっております。

期日が、平成30年1月14日、日曜日です。時間が午後2時から4時ということで、場所は国分寺Lホール、国分寺の駅ビル8階を予定しております。ぜひ皆さん、お誘いあわせの上、お越しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：済みません。もう1点ございます。こちらはカラーのニューズレターという冊子をご覧いただければと思います。昨年度、新たに立ち上げました国分寺障害者地域自立支援協議会では、さまざまな分野の関係者が集まりまして、地域の課題について協議して、その解決のための取組を進めているところです。

今年度は、昨年度に引き続きまして、地域の課題の掘り起こしと共有、それから、顔の見える関係づくりを共通のテーマとして活動しているところです。このたび、協議会でのさまざまな取組につきまして、障害福祉にかかわる地域の関係者の方々を初め、そして一般の方々にも幅広く知っていただくため、こちらのニューズレターを発行することとなりました。今回が第1号になります。

表紙のタイトル、周りのデザインにつきましては、国分寺のさまざまな魅力、国分寺の、七重塔ですとか、国分寺の花のサツキ、けやき道、市の鳥であるカワセミ、それから今、魅力発信している「こくベジ」の野菜ですとか、そういったさまざまな魅力に囲まれながら、その魅力ともつながりながら、障害のある人となない人が、この地域の中で生き生きと安心して暮らしていける、地域共生社会の実現という、協議会の目指すべき方向性を視覚的にあらわしております。

今回は創刊号ということで、表紙に石渡会長のご挨拶と、それから、中を開いていただきまして、各専門部会の部会長挨拶、それから、協議会についての説明、一番後ろのページは、協議会での活動の取組のご紹介、障害の理解促進に関する週間行事ですとか、先ほどお話しさせていただきました東京ディズニーリゾートのユニバーサルデザインの取組の講演会のお知らせですとか、そういったイベント情報なども掲載させていただいております。

今後の発行頻度につきましては、春と秋の年2回を予定しております。配布につきましては、子ども・教育・高齢・就労・医療・福祉の関係機関の方々ですとか、地域の民生児童委員、商工会議所等に配布していき、また、一般の市民の方々への配布につきましては、市の障害福祉課の窓口、それから、基幹相談支援センターと、地域活動支援センターの3カ所で配布を行います。また、市のホームページ、障害福祉課の自立支援協議会のところにもニューズレターのデータを掲載し、閲覧できるようにしております。報告は以上となります。

大塚会長：よろしいですか、事務局は。

事務局：続きまして、事務局より事務連絡をさせていただきます。次回、第5回協議会の開催予定は来年、平成30年2月7日、水曜日、午後6時半から、場所は本日と同じ市役所第1庁舎、第1・第2会議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

なお、最後になりますが、お車でいらっしゃいました委員の方には駐車券をお渡しいたしますので、会議終了後、事務局までお声かけいただければと思います。以上です。

事務局：済みません。補足です。パブリックコメントと同時に、市民説明会も予定しておりますので、本日お示しした資料6の49ページに、策定の経過ということで、ここは今後の予定も少し入っておりますので、パブリックコメントと1月6日、12日、16日、現時点での予定ですが、市民説明会を開催しまして、次回、2月7日の協議会に、いただいたご意見を踏まえた最終的なものをお示するという予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

大塚会長：それでは、これで第4回障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

—了—